

写

26 経営第2056号
平成26年11月14日

北海道農政事務所長
各地方農政局長
内閣府沖縄総合事務局長
公益社団法人全国農地保有合理化協会
会長 渡辺好明
全国農業会議所
会長 二田孝治
全国農業協同組合中央会
会長 萬歳章
株式会社日本政策金融公庫
代表取締役総裁 細川興一

殿

農林水産省(※1) 経営局長

農業経営基盤強化促進法の基本要綱の一部改正について

第186回通常国会において、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律の一部改正が行われ、平成27年産からの経営所得安定対策のゲタ・ナラシ対策の対象は、経営意欲と能力のある「担い手」として、認定農業者、認定新規就農者及び集落営農とし、規模要件は課さないこととし、六次産業化や農業経営の複合化等に取り組む者が幅広く対策の対象となれることとしたところである。

また、昨年の臨時国会において行われた、農業経営基盤強化促進法の一部改正に基づき、本年9月までに農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の更新が行われ、今後、認定新規就農者の認定が本格化していくことが見込まれる。

さらに、認定農業者及び認定新規就農者については、中山間地域等の条件不利地域であっても、意欲を持って経営の改善・発展に取り組む者が適切に認定を受けられるよう、市町村における制度の適切な運用の徹底を図る必要がある。

このため、農業経営基盤強化促進法の基本要綱(平成24年5月31日付け24経営第564号)を、別紙新旧対照表のとおり改正することとしたので、御了知の上、適切かつ円滑な運用にご配慮をお願いする。

「なお、貴局管内各県知事への通知については、貴職からお願いする。」(※2)

(なお、貴管下団体等への通知については、貴職からお願いする。)(※3)

新（改正後）	旧（改正前）
<p>農業経営基盤強化促進法の基本要綱</p> <p>〔平成24年5月31日付け24経営第564号〕 農林水産省経営局通知</p> <p>最終改正：平成26年11月14日付け26経営第2056号</p> <p>第5 農業経営改善計画の認定制度</p> <p>3 経営改善計画の認定申請</p> <p>(2) 夫婦等の共同申請の取扱い</p> <p>① 次に掲げる事項の全てが確認できる場合にあっては、複数の者による経営改善計画の認定の共同申請を認めることとします。</p> <p>ア 認定申請者が、全て同一の世帯に属する者である、又はかつて同一の世帯に属していた者（その者の配偶者を含みます。）であること。</p> <p>なお、「同一の世帯」とは、同居及び生計を同じくする親族の集団とします。</p> <p>イ 家族経営協定等の取決めが締結されており、その中で、当該農業経営から生ずる収益が当該認定申請者の全てに帰属すること及び当該農業経営に関する基本的事項について当該認定申請者の全ての合意により決定することが明確化されていること。</p> <p>ウ 当該家族経営協定等の取決めが遵守されていること。</p> <p>② 現在認定を受けている経営改善計画に①で共同申請を認める共同経営者を追加する場合、又は現在認定を受けている経営改善計画において共同申請された共同経営者が共同経営者でなくなるときは、経営改善計画の変更により対応することができません。</p> <p>5 経営改善計画のフォローアップ等</p> <p>(1) 認定農業者が経営改善計画に沿って経営改善を着実に進めるため、農業経営指標（「新たな農業経営指標の策定について」（平成24年3月27日付け23経営第3612号農林水産省経営局長通知）に規定する農業経営指標をいいます。以下同じです。）を積極的に活用することとします。</p> <p>具体的には、認定農業者は、自らの計画に記載された目標がどこまで達成されたかを確認し、それを踏まえて翌年以降においてもその経営改善を着実に進めるため、農業経営指標に基づき自己チェックを毎年行うこととし、その結果を少なくとも認定期間の中間年（3年目）及び最終年（5年目）に市町村へ提出するものとします。</p> <p>市町村は、このことについて農業者に対して指導を徹底するとともに、</p>	<p>農業経営基盤強化促進法の基本要綱</p> <p>〔平成24年5月31日付け24経営第564号〕 農林水産省経営局通知</p> <p>最終改正：平成26年4月1日付け25経営第3955号</p> <p>第5 農業経営改善計画の認定制度</p> <p>3 経営改善計画の認定申請</p> <p>(2) 夫婦等の共同申請の取扱い</p> <p>次に掲げる事項の全てが確認できる場合にあっては、複数の者による経営改善計画の認定の共同申請を認めることとします。</p> <p>① 認定申請者が、全て同一の世帯に属する者である、又はかつて同一の世帯に属していた者（その者の配偶者を含みます。）であること。なお、「同一の世帯」とは、同居及び生計を同じくする親族の集団とします。</p> <p>② 家族経営協定等の取決めが締結されており、その中で、当該農業経営から生ずる収益が当該認定申請者の全てに帰属すること及び当該農業経営に関する基本的事項について当該認定申請者の全ての合意により決定することが明確化されていること。</p> <p>③ 当該家族経営協定等の取決めが遵守されていること。</p> <p>5 経営改善計画のフォローアップ等</p> <p>(1) 認定農業者が経営改善計画に沿って経営改善を着実に進めるため、農業経営指標（「新たな農業経営指標の策定について」（平成24年3月27日付け23経営第3612号農林水産省経営局長通知）に規定する農業経営指標をいいます。以下同じです。）を積極的に活用することとします。</p> <p>具体的には、認定農業者は、自らの計画に記載された目標がどこまで達成されたかを確認し、それを踏まえて翌年以降においてもその経営改善を着実に進めるため、農業経営指標に基づき自己チェックを毎年行うこととし、その結果を少なくとも認定期間の中間年（3年目）及び最終年（5年目）に市町村へ提出するものとします。</p>

農業者が農業経営指標に基づき自己チェックを行うに当たっては、農林水産省が提供している経営改善実践システム (<https://shinyo.maff.go.jp/>) を活用するよう促してください。

第5の2 青年等就農計画の認定制度
3 青年等就農計画の認定申請

(4) 夫婦等の共同申請の取扱い

① 次に掲げる事項の全てが確認できる場合にあっては、複数の者による青年等就農計画の認定の共同申請を認めることとします。

② 就農計画申請者が、全て同一の世帯に属する者である、又はかつて同一の世帯に属していた者（その者の配偶者を含みます。）であること。なお、「同一の世帯」とは、住居及び生計を同じくする親族の集団とします。

③ 家族経営協定等の取決めが締結されており、その中で、当該農業経営から生ずる収益が当該就農計画申請者の全てに帰属すること及び当該農業経営に関する基本的事項について当該就農計画申請者の全ての合意により決定することが明確化されていること。

④ 当該家族経営協定等の取決めが遵守されていること。
⑤ 現在認定を受けている青年等就農計画に①で共同申請を認める共同経営者を追加する場合、又は現在認定を受けている青年等就農計画において共同申請された共同経営者が共同経営者でなくなるとは、青年等就農計画の変更により対応することができません。

4 青年等就農計画の認定

(4) 青年等就農計画の審査体制

市町村は、青年等就農計画の認定に当たっては、第三者組織（必要に応じて、都道府県、育成センター等関係機関・団体を構成員とすることにより審査体制の充実を図ることが望ましいと考えます。）から意見を聴取し、客観的な立場からの意見を求めることが適当です。

なお、審査は、関係者による面接等の手段により行うことが望ましいと考えます。

審査に当たって市町村は、当該青年等の指導等に当たっている農業者（指導農業者等）、育成センター及び普及指導センター等の意見を考慮すること、育成センター及び普及指導センターに位置付けられた中心経営体については、人・農地プランの策定や見直しに際して設置した検討会においては、既に行われた人・農地プランの策定や見直しに際しては、当該経営体と同様の内容で認定申請を行う場合には、第三者組織による意見聴取等を省略することができるものとします。

5 青年等就農計画のフォローアップ等

(1) 認定新規就農者が青年等就農計画に沿って農業経営の確立に向けた取組を着実に進めるため、農業経営指標を積極的に活用することとします。

第5の2 青年等就農計画の認定制度

3 青年等就農計画の認定申請

(4) 夫婦等の共同申請の取扱い

次に掲げる事項の全てが確認できる場合にあっては、複数の者による青年等就農計画の認定の共同申請を認めることとします。

① 就農計画申請者が、全て同一の世帯に属する者である、又はかつて同一の世帯に属していた者（その者の配偶者を含みます。）であること。なお、「同一の世帯」とは、住居及び生計を同じくする親族の集団とします。

② 家族経営協定等の取決めが締結されており、その中で、当該農業経営から生ずる収益が当該就農計画申請者の全てに帰属すること及び当該農業経営に関する基本的事項について当該就農計画申請者の全ての合意により決定することが明確化されていること。

③ 当該家族経営協定等の取決めが遵守されていること。

4 青年等就農計画の認定

(4) 青年等就農計画の審査体制

市町村は、青年等就農計画の認定に当たっては、第三者組織（必要に応じて、都道府県、育成センター等関係機関・団体を構成員とすることにより審査体制の充実を図ることが望ましいと考えます。）から意見を聴取し、客観的な立場からの意見を求めることが適当です。

なお、審査は、関係者による面接等の手段により行うことが望ましいと考えます。

審査に当たって市町村は、当該青年等の指導等に当たっている農業者（指導農業者等）、育成センター及び普及指導センター等の意見を考慮すること、育成センター及び普及指導センターに位置付けられた中心経営体については、既に行われた人・農地プランの策定や見直しに際しては、当該経営体と同様の内容で認定申請を行う場合には、第三者組織による意見聴取等を省略することができるものとします。

5 青年等就農計画のフォローアップ等

(1) 認定新規就農者が青年等就農計画に沿って農業経営の確立に向けた取組を着実に進めるため、農業経営指標を積極的に活用することとします。

具体的には、当該認定新規就農者は、自らの計画に記載された目標がどこまで達成されたかを確認し、それを踏まえて翌年以降においてその計画の達成に向けた取組を着実に進めるため、農業経営指標に基づく自己チェックを毎年行うこととし、その結果を毎年市町村へ提出するものとし、またエックの際、通帳及び帳簿等の写し等必要書類も併せて提出し、当該認定新規就農者の経営管理の状況を市町村へ提出するものとします。

市町村は、このことについて農業者に対して指導を徹底するとともに、農業者が農業経営指標に基づく自己チェックを行うに当たっては、[農業者が提供している経営改善実践システム \(https://shihyo.maff.go.jp/\)](https://shihyo.maff.go.jp/)を活用するよう促してください。

7 青年等就農計画の取消し

(3) 認定の取消手続

③ 取消通知の送付

市町村は、聴聞の調書及び報告書に記載された主宰者の意見を十分に参酌の上、認定の取消しが相当と判断した場合には、認定の取消しを決定し、その対象となる認定就農者に対し、その旨を通知します。その際、取消しの理由とともに、行政不服審査法による異議申立てはできない旨及び行政事件訴訟法による取消訴訟を提起することができる旨を記載します。

取消しを通知したときは、4の(4)に掲げる都道府県、育成センター及び農業委員会等の機関及び青年等就農資金等、12に掲げる資金の貸付けを行う融資機関に連絡するものとします。

具体的には、当該認定新規就農者は、自らの計画に記載された目標がどこまで達成されたかを確認し、それを踏まえて翌年以降においてその計画の達成に向けた取組を着実に進めるため、農業経営指標に基づく自己チェックを毎年行うこととし、その結果を毎年市町村へ提出するものとし、またエックの際、通帳及び帳簿等の写し等必要書類も併せて提出し、当該認定新規就農者の経営管理の状況を市町村へ提出するものとします。

7 青年等就農計画の取消し

(3) 認定の取消手続

③ 取消通知の送付

市町村は、聴聞の調書及び報告書に記載された主宰者の意見を十分に参酌の上、認定の取消しが相当と判断した場合には、認定の取消しを決定し、その対象となる認定就農者に対し、その旨を通知します。その際、取消しの理由とともに、行政不服審査法による異議申立てはできない旨及び行政事件訴訟法による取消訴訟を提起することができる旨を記載します。

取消しを通知したときは、4の(4)に掲げる都道府県、育成センター及び農業委員会等の機関及び青年等就農資金等、11の(1)に掲げる資金の貸付けを行う融資機関に連絡するものとします。

その他基幹的な農作業の受託面積、飼養頭羽数等を記載するものとします。
また、農地の規模、孤大の取組のみならず、農畜産物の加工・販売その他の
関連・附帯事業などによる経営内容を拡大する取組についても記載する
ものとします。

注：「特定作業受託」とは、基幹三作業（水稲にあつては耕起・代かき、田植え
及び収穫・脱穀、麦及び大豆にあつては、耕起・整地、播種及び収穫、その他
の農産物にあつてはこれらに準ずる農作業をいいます。）の全てを受託して
自ら農作業を行い、収穫物についての販売名義を有し、販売収入を農作業及
び販売の受託の対価として充当する場合の作業受託のことです。

(2) 「生産方式」については、現在の標準的な技術の下で、農業経営の規模の算
定の前提となる生産方式（資本装備・作付体系等）を記述します。また、有
必要に応じて導入の可能性の高い先進的技術や生産に関する認証制度、有
機農業等の取組を示すことも可能です。
その全ての技術内容（資本装備、作付体系等）について記載する必要は
ありませんが、規模とともに農業経営の態様を示す重要な指標である集約
度に関連するので、経営の集約度に影響を及ぼす技術的要素等については
記載してください。

(3) 「経営管理の方法」については、効率的かつ安定的な農業経営において行
われるべき経営管理の指標として、例えば、複式簿記による記帳の実施、
青色申告、法人化等合理的な経営管理の方法を記述します。

(4) 「農業従事の態様」については、効率的かつ安定的な農業経営において行
われるべき農業従事の態様の指標として、例えば、ヘルパー制度活用によ
る労働負担の軽減、労働災害に関する補償、年金制度に関すること、休日
制の導入、給料制の実施、就業環境の改善等を記述します。

(5) 複数農業者や集落単位で組織する法人（組織経営体）の農業経営の指標に
おいては、当該経営体の事業に主たる従事者として従事する構成員の労働
時間やその構成員に帰属することとなる所得が地域の他産業並みの年間労
働時間で、他産業従事者と遜色のない生計所得を実現し得る年間所得とな
るよう、経営規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関
する指標を示すものとします。

第2の2 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的
指標

1 青年等が目標とすべき所得水準や労働時間を実現しうる農業経営の指標とし
て、第2の「効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標」と同様、若農類型
ごとに、農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業経営の態様等に関
する指標を経営形態別（個別経営体、組織経営体別）に記述するものとします。

2 指標の作成に当たっては、目標とすべき所得、労働時間等を当該都道府県に
おいて農業経営で生計が成り立つ水準のものとし、新たに農業経営を営もうと
する青年等にとって現実性があるような指標とすることが重要です。

3 青年等が役員数の過半数を占める法人（組織経営体）の農業経営の指標におい
ては、当該経営体の事業に主たる従事者として従事する構成員の労働時間やそ
の構成員に帰属することとなる所得が地域の他産業並みの年間労働時間で、農

業経営で生計が成り立つ水準のものとなるよう、経営規模、生産方式、経営管理の方法、農業経営の様態等に関する指標を示すものとします。

第3 (略)

第3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標
 効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占めるべき面積の割合をおおむね10年後を見通して記述するものとします。この場合に、農用地の利用には利用権の設定等を受けたものほか、水稲においては基幹3作業(耕起・代かき、田植え、収穫・脱穀)の全てを委託している面積、その他の作目においてはおおむね主幹作業を受託している面積を含めると考えます。その他の作目におおむね育成すべき経営の数の目標は、これの指標とも考えらるるもので、必要に応じて上記目標と併せて参考として掲げることと有益です。

第4 (略)

第4 効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項
 1 農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項
 農業経営基盤強化促進事業の全体の推進の方針について明らかにすることと、青年等府県段階の推進方策について記述し、併せて事業の推進に關連した都道府県段階の推進体制の整備、普及指導センター、育成センター等都道府県内の指導機関の位置付けと役割について記述してください。

第5 (略)

2 農地利用集積円滑化事業の実施に関する基本的な事項
 農地利用集積円滑化事業の基本的な推進の方針について明らかにするとともに、併せて当該事業の推進に關連する都道府県段階の支援体制の整備及び当該事業を支援していくための都道府県段階の諸施策について記述してください。
 なお、都道府県段階についても記述するのが望ましいと考えます。
 5 農地中間管理機構が行う特例事業の実施に関する事項
 農地中間管理機構の名称及び取り組みの範囲に係る基準等を記述してください。当該法人が実施する特例事業の事業実施地域の全域で特例事業が活用されるよう配慮することともに、農地中間管理事業による農地集積・集約化の取組を阻害しないように留意して事業を実施してください。

新 (改正後)

旧 (改正前)

(別紙2)

農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の内容

第1 (略)

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事者の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標
都道府県が作成する基本方針の「効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標」と同様記述するものとします。
なお、次に掲げる事項に留意してください。

1 (略)

2 目標とすべき所得水準については、自然的経済的社会的条件を勘案して、必要に応じて随時見直しを行い、適切な水準となるよう努めることが重要です。

3 基本方針において示されていない営農類型についても、当該市町村の地域の特性からみて必要があれば基本構想において経営の指標として示すものとし

第2の2 (略)

第3 (略)

(別紙2)

農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の内容

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標
都道府県が作成する基本方針の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向」と同様記述するものとし、その地域において目標とする姿勢がより具体的に示され、農業者、新たに農業経営を営もうとする青年等や関係団体等にわかりやすいものとなるよう配慮する必要があります。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事者の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標
都道府県が作成する基本方針の「効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標」と同様記述するものとします。
なお、次に掲げる事項に留意してください。

1 指標の作成に当たっては、基本的には、目標とすべき所得水準、労働時間等を当該市町村又はその近隣の市町村において既に実現しているような優良な経営者を踏まえ、現実性があるような指標とすることが重要です。

(新設)

2 基本方針において示されていない営農類型についても、当該市町村の地域の特性からみて必要があれば基本構想において経営の指標として示すものとし

第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事者の態様等に関する営農の指標
都道府県が作成する基本方針の「新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とするべき農業経営の基本的指標」と同様記述するものとし、新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とするべき農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事者の態様等に関する営農の指標と同様に留意してください。

1 指標の作成に当たっては、目標とすべき所得、労働時間等を当該市町村又はその近隣の市町村において農業経営で生計が成り立つ水準のものとし、新たに農業経営を営もうとする青年等にとって現実性があるような指標とすることが重要です。
2 基本方針において示されていない営農類型についても、当該市町村の地域の特性からみて必要があれば基本構想において経営の指標として示すものとし

第3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

都道府県が作成する基本方針の「効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標」と同様に記述するものとします。

2 その他農用地の利用関係の改善に関する事項
市町村全体及び地域ごとに、農用地の利用の状況、営農活動の実態等の現状、それらを踏まえた今後の農地利用等の見通し、認定農業者等への農用地の利用集積等の将来の望ましい農地利用の在り方、また、これを實現するための具体的な取組の内容、関係機関及び関係団体との連携等について具体的に記述することとします。

第4 (略)
第4 農業経営基盤強化促進事業に関する事項
当該市町村が自ら行う農業経営基盤強化促進事業の推進に関する方針を記述します。

1 利用権設定等促進事業に関する事項
利用権の算定基準、借賃の算定基準、必要となる者の備えるべき要件、利用権の存続・残存期間に関する基準、併せて同事業の実施に及ぶ要請、農用地利用集積計画の作成、農用地利用集積計画の内容、農用地利用集積計画について同意、公告、公告の効果、利用権の設定等を受けた者の責務、紛争の処理等について記述します。

2 その他農用地改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準
その他農用地改善事業の実施の基準に関する事項
農用地利用改善事業の実施を促進するための方策、農用地利用改善事業の実施区域の基準、農用地利用改善事業の内容、農用地利用規程の内容、農用地利用規程の認定（特定農用地利用規程の認定を含みます。）、農用地利用改善団体に對する指導・援助等を記述します。

3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項等
農作業の受委託の促進、農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等を記述します。

4 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項
後継者対策、青年の新規就農者の増加に向けた対策や農村女性が能力を十分に発揮していくための条件整備の方針等を記述します。
なお、青年の新規就農者の増加に向けた対策については、基本方針に定める青年等の就職促進に関する基本的な方向や新規就農・経営継承総合支援事業実施要綱（平成24年4月6日付け33経営第3543号農林水産事務次官依命通知）に規定する新規就農者に対する対策を参酌して記述することが望ましいと考えます。

第5 (略)
第5 農地利用集積円滑化事業に関する事項
1 農地利用集積円滑化事業を行う者に関する事項
農地利用集積円滑化事業の実施主体についての市町村の考え方を記述します。
2 農地利用集積円滑化事業の実施単位として適当であると認められる区域の基準
市町村全域又は旧市町村、大字等の単位で区分した区域を定めることが望ま

しいと考えます。また、複数の団体が事業を実施する場合は、事業実施地域が偏ることがないよう、調整を行ってください。

- 3 その他農地利用集積田滑化事業の実施の基準に関する事項
次に掲げる事項を定めることが望ましいと考えます。
- (1) 農地利用集積田滑化事業規模の具体的な内容の連携の考え方
 - (2) 農地中間管理機構が行う農地中間管理事業との連携の相手方
 - (3) 農地利用集積田滑化事業における農用地の集積の考え方
 - (4) 農地所有者等代理事業における委任・代理の考え方
 - (5) 農地売買等事業における農用地等の買入れ、受渡しの設定等の基準
 - (6) 他の関係機関及び関係団体との連携に関する事項